

岩手県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和7年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
紫波整形外科クリニック	紫波郡紫波町日詰字東裏20番地2	令和6年9月30日
うのうらクリニック	大船渡市立根町字中野40番地5	〃
わお調剤薬局	遠野市上組町3番4号	令和6年10月31日
木村外科内科クリニック	奥州市水沢中上野町6番23号	令和6年12月27日
菜の花クリニック千厩	一関市千厩町千厩字東小田90番地	令和6年12月31日
小野寺こども医院	北上市村崎野15地割354番地2	〃
有限会社わかそう薬局	花巻市大迫町大迫第3地割230番地	令和7年1月31日
中央薬品株式会社中央調剤薬局岩手県立中部病院前支店	北上市村崎野17地割22番地1	〃
かとう肛門科外科医院	奥州市水沢字小石田7番地1	令和7年2月21日
さわやか歯科医院	奥州市水沢宮下町69番地	令和7年2月28日